

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	地籍調査修正事業			事業コード	1901
所属コード	152000	課等名	税務住民課	係名	登録証明グループ
課長名	村山 悦男	担当者名	古舘 幸広	内線番号	115
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	適正な土地利用計画の推進	コード	1
	基本事業	土地利用の管理・指導	コード	2
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 14 目 国土調査事業（単独）（007-02）			
特記事項				
事業期間	■単年度 □単年度繰返 □期間限定複数年度		開始年度	平成 9 年度
根拠法令等	国土調査法，地方税法第 381 条第 7 項			

(2) 事務事業の概要

昭和 40 年度から平成 8 年度までに実施した旧玉山村国土調査事業の成果誤りを修正する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 48 年 10 月 24 日付経済企画庁総合開発局国土調査課長指示「地籍調査の成果の誤り等の処理について」による。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

国土調査事業を実施して相当の年数が経過したことにより，調査当時の所有者が死亡している等，錯誤原因調査が困難となっている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

旧玉山村で実施した国土調査事業による地籍調査の成果。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 調査実施面積	km ²	283.45	283.45	283.45	283.45	283.45
B						
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

事業実施手順

土地所有者から申出のあった国土調査の成果の誤りについて測量調査等を行い，法務局の土地登記簿の地積及び地図の修正を行う。

24 年度は実績なし。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 土地所有者からの申出件数	件	0	0	1	0	1
B 測量業務等委託件数	件	1	0	1	0	1
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

土地所有者からの申出を調査し，内容が国土調査事業による誤りである場合は当該成果により誤って登記されていた地籍内容を法務局に申請し，正しい土地登記簿に修正を行う。当該土地登記簿にあわせて土地課税台帳の修正による適正な土地の賦課業務を実施する。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 修正登記件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	件	4	0	3	0	3
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	287	0	398	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	287	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	100	0	100	0
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	400	0	400	0
計	トータルコスト A+B	千円	687	0	400	0
備考 平成 23・24 年度については実績が無い。						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

国土調査事業成果による登記事項の誤りを修正する事務であり、土地登記事項を適正に表示修正することにより、土地の適正な賦課・地図利用ができることから、整合性がある。

② 市の関与の妥当性

内部管理事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

内部管理事務であり、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

国土調査事業成果により、登記事項の変更がなされた事項の誤りを修正する事務であるため廃止できない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

旧玉山村の地籍調査事業は平成 8 年度に全域終了し、それ以降、成果品や関係書類を税務住民課が賦課資料の一つとして保管・管理し合併後現在に至っている。しかし国土調査事業の成果を含めた関係書類の閲覧や誤り修正事務については、測量技術や土地登記事務について専門的知識を要することから、地籍調査担当部局である林政課で行うことが適正かつ効率的と思料される。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- 受益機会の適正化余地については、公平・公正である
- 受益者の費用負担の適正化については、公平・公正である

登記事項が事実と相違していることにより課税上支障があるため、地方税法の修正申出に準じて国土調査成果の誤りを修正するものであるため。

(4) 効率性評価

- 測量・登記申請事務については、資格が必要なことから委託せざるを得ないため、効果を下げずに事業費を削減できる余地はない。
- 事業については、林政課への業務統合により事務軽減は図られるが、当課では他業務も兼務しているため減員は困難であり、効果を下げずに人件費を削減することは難しい。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

事務事業見直しにより業務統合を図り、事務効率を上げる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

業務統合した場合には、旧玉山村の国土調査関係資料の管理方法を関係課と検討する必要がある。また、調査当時の事業内容及び成果について整理が必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

業務の専門性を維持するためにも、旧市と玉山区との事業統合が必要であり、関係部署との話し合いが必要である。統合が実現するまでは、システムの運用等維持管理、及び運用に必要な専門知識を取得した職員の継承が必要である。